

## 自治基本条例に関する勉強会（第3回）

### 「審議会の組織について」

日時：平成19年10月27日（土）13:30～

会場：越谷市役所第二庁舎 5階 大会議室

### 次 第

1 開会あいさつ

2 報告事項

「幹事会の協議内容について」

3 ワークショップ

「審議会の組織について」

4 今後の日程について

	開催日	会 場	時 間
第4回	H19.11. 4（日）	越谷市役所第二庁舎5階 研修室1・2	13:30～16:00
第5回	H19.11. <del>17</del> <sup>18</sup> （ <del>土</del> ）		
第6回	H19.12. 2（日）		
第7回	H19.12.15（土）		
第8回	H20. 1.19（土）	越谷市中央市民会館5階 第2・3会議室	

※第9回以降は未定です。

5 その他

6 閉会あいさつ

## 第1 幹事会の協議内容について報告

### 1 勉強会の趣旨

勉強会は、審議会の基盤づくりである。

#### (1) 条例等の内容についての学習・意見交換

平成20年4月に設置予定の（仮称）越谷市自治基本条例審議会において、越谷市の自治基本条例の内容についての議論が速やかに始められるよう、あらかじめ必要な事項について学習・意見交換する。

具体的には ↓

- ・自治基本条例にどのような内容を盛り込むかを検討する。その内容を審議会へ報告し、どう条文化するかについては、審議会で検討する。
- ・市の課題が条例の内容に関連してくるので、市の実態・課題を整理する。

#### (2) 審議会の運営方法についての検討

審議会の設置に必要な事項は、審議会設置条例（平成19年12月議会提案予定）で定める。

そのほか、審議会の運営に必要な事項は、審議会設置後に審議会が別に定める。そのため、審議会の運営が円滑に進むよう、あらかじめ必要な事項について検討を行う。

具体的には ↓

- ・審議会の組織等について検討する。
- ・どのように多くの市民（特に若い世代）を巻き込んでいくか。その具体的なプロセス、手法を考える。

### 2 幹事の役割

勉強会の日程、内容などについて協議するとともに、当日の進行を行うなど、勉強会の運営を行う。

## 第2 ワークショップ「審議会の組織について」

事務局（越谷市企画課）では、平成20年4月から越谷市の自治基本条例の案を審議会で作成するため、「(仮称)越谷市自治基本条例審議会」の設置条例を12月議会に提出したいと考えています。今回の勉強会では、「審議会の組織（人数、構成メンバー、具体的な公共団体等）」について皆さんにワークショップ形式で意見交換をしていただきます。そのご意見を参考にして、(仮称)越谷市自治基本条例審議会設置条例を作成したいと考えています。

今回の勉強会は、下記の流れに沿って進めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

※ ワークショップとは・・・参加者が、協働作業を通じて前向きな意欲を引き出し、お互いの考えや立場の違いを学びあいながら、提案などをまとめる手法であり、その集まり（場）のこと。

### 1 審議会の概要について

#### (1) 「審議会」とは

審議会の定義

地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関です。審議会は、市長の諮問に応じて審議等を行い、答申します。また、審議会の委員は、非常勤の地方公務員となります。

（「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針 注釈から引用）

附属機関の定義

「附属機関」とは、執行機関が行政の執行権を有するのに対して、これら執行機関の要請により、その行政執行のために、又は行政の執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものである。

（要説地方自治法 松本英昭著から引用）

#### (2) 越谷市の審議会等の現状（平成18年9月1日現在）

審議会等の数	73（詳しくは、別紙「越谷市の審議会一覧」を参照）
委員の人数	必要最小限とする。（越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱 第3条第1項第2号 平成12年6月1日施行） ・審議会等の平均（行政委員会6を除く） 15.0人 ・「審議会」という名称に限定した場合の平均 16.3人 最多40人（総合振興計画審議会） 最少 5人（まちの整備に関する審議会）
公募委員の割合	委員定数のおおむね20パーセント以上（越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱 第4条第1項第2号 平成12年6月1日施行）

### (3) 類似する審議会の例

#### ア 審議会の名称

越谷市男女共同参画推進審議会（平成16年6月26日設置～現在廃止）

#### イ 所管事項

審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画を推進する条例の制定に関する事項を調査審議する。

#### ウ 組織（14人）

（ア）男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体（4人）

- ・こしがや地域ネットワーク13
- ・越谷市市政モニターOB会
- ・男女共同参画支援センター推進会議
- ・男女共同参画支援センター運営委員会

（イ）その他の団体（5人）

- ・越谷市農協女性部
- ・越谷人権擁護委員協議会越谷部会
- ・越谷市コミュニティ推進協議会
- ・越谷市商工会
- ・越谷地区労働組合協議会

（ウ）公募委員（3人）

（エ）学識経験者（2人）

#### エ 審議期間

平成16年6月26日～平成16年12月15日（会議回数6回）

## 2 「審議会の組織について」のワークショップの進め方

自治基本条例の内容を審議会において審議していくうえで、適当と考えられる「人数」、「構成メンバー」、「具体的な公共的団体等」について、数グループに分かれてワークショップ形式で意見を出し合う。

### (1) 自己紹介

グループごとに自己紹介をお願いします。

### (2) 審議会の人数について意見交換（15分間）

委員の人数が少数の場合、多数の場合のメリット、デメリット、デメリットの解決策について、意見交換しながら参加者が付箋に内容を書いて、模造紙に整理する。

(例)

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
少数の場合 (20人以下)	<p>1つのテーマについて、全員で議論することができる。</p> <p>考え方がまとまりやすい。</p>	<p>限られた人の意見になる。</p>	<p>委員以外の人の意見を幅広く聴取する機会を設ける。</p>
多数の場合 (21～50人程度)	<p>様々な立場から議論をすることができる。</p>	<p>1つのテーマを全員で議論することが困難になる。</p> <p>グループごとにテーマを変えた場合、他のグループの議論がわからなくなる。</p>	<p>グループ(部会)に分かれる。</p> <p>グループの発表を行う。</p>

**(3) 審議会の構成メンバーについて意見交換（15分間）**

審議会において、自治基本条例の内容について検討するにあたり、どのような構成が適切か整理する。

「学識経験者」（専門家）と「公募による市民」だけを構成員とするか、さらに「公共的団体等の推薦する者」を委員として加えるか、意見交換しながら参加者が付箋に内容を書いて、模造紙に整理する。

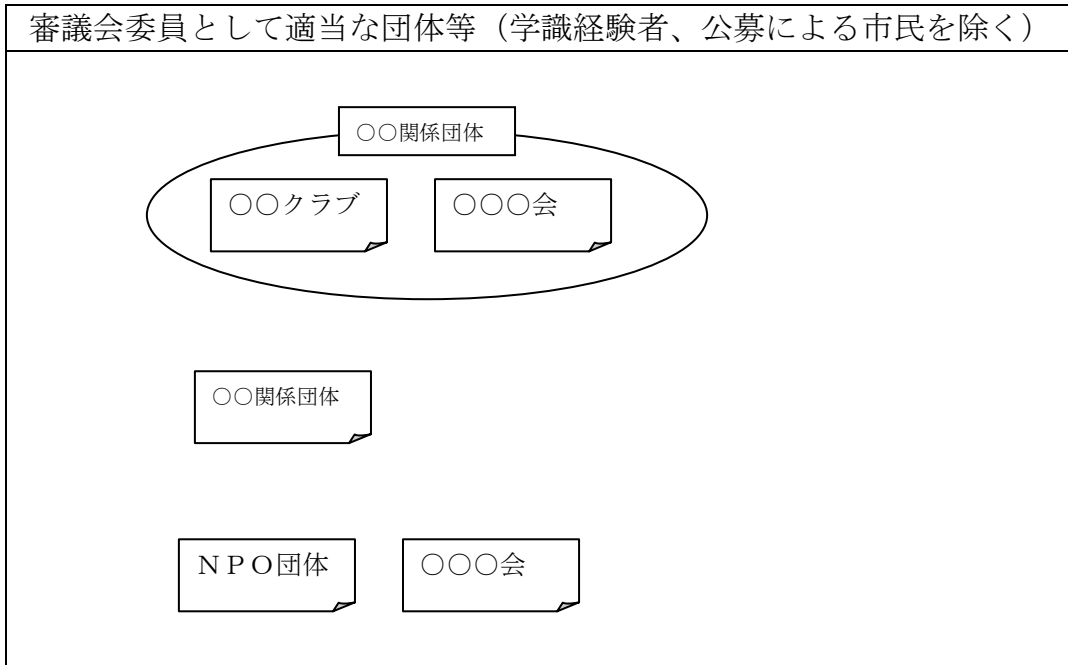
(例)

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
学識経験者と公募委員だけとする	<p>あらかじめ知識があるので、すぐに内容の議論ができる</p> <p>考え方がまとまりやすい。</p>	<p>限られた人の意見になる。</p>	<p>委員以外の人意見を幅広く聴取する機会を設ける。</p>
さらに団体代表者を加える	<p>課題を持ち帰り、団体の中で議論できる。</p>	<p>条例の基礎知識がないため、議論が進まない恐れがある</p>	<p>勉強会と同様に講演会を行う。</p>

**(4) 具体的な公共的団体等について意見交換（15分間）**

「学識経験者」及び「公募による市民」のほかに「団体の代表者」を加える場合、どのような公共的団体等の代表者が委員となることが適当か、適当と思われる団体名や役職名等を参加者が付箋に書いて模造紙に貼り付ける。似たような団体等があったら同じグループとしてまとめる。

(例)



**(5) 各グループ発表（15分間）**

各グループから内容について、発表してもらう。

(6) 投票 (5分間)

メリット・デメリットを整理した後、グループごとに参加者がシールで投票する。

ア 人数について (1人1票)

(例) ●はシール

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
少数の場合 (20人以下) ●●●	1つのテーマについて、全員で議論することができる。 考え方がまとまりやすい。	限られた人の意見になる。	委員以外の人意見を幅広く聴取する機会を設ける。
多数の場合 (21～50人程度) ●●●	様々な立場から議論をすることができる。	1つのテーマを全員で議論することが困難になる。 グループごとにテーマを変えた場合、他のグループの議論がわからなくなる。	グループ(部会)に分かれる。 グループの発表を行う。



イ 構成メンバーについて（1人1票）

(例) ●はシール

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
学識経験者と委員だけとする ●●●	あらかじめ知識があるので、すぐに内容の議論ができる 考え方がまとまりやすい。	限られた人の意見になる。	委員以外の人意見を幅広く聴取する機会を設ける。
さらに団体代表者を加える ●●●	課題を持ち帰り、団体の中で議論できる。	条例の基礎知識がないため、議論が進まない恐れがある	勉強会と同様に講演会を行う。

ウ 具体的な公共的団体等について（1人複数票可）

(例) ●はシール

